

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室の原子炉系ジェットポンプ計装盤用冷却ファンより異音の発生が認められたため、当該ファンを点検・修理	GⅢ	
2	2号機	活性炭ホールドアップ設備建屋内空気乾燥機室用空調機の室外機に腐食が認められたため、当該室外機を点検・修理	GⅢ	
3	3号機	携帯用蓄電池灯（2台）の点検において、蓄電池に経年劣化（電極及び極板の腐食、並びに電解液の濁り）が認められたため、当該蓄電池を交換	GⅢ	
4	4号機	原子炉格納容器内における放射線管理区域（B区域）内作業を終了し、退出しようとした協力企業作業員の左手甲に汚染（約4.63Bq/cm <sup>2</sup> ）が認められたため、原因調査及び対応検討 尚、当該作業員は左手の汚染を除去し、放射線管理区域から退出済み。	GⅢ	
5	4号機	循環水ポンプ（B）の点検において、ポンプシャフト保護スリーブ固定用ボルト（1本）に折損が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
6	4号機	取水設備スクリーン装置（D～G：4台）の点検において、バー回転式及びトラベリングスクリーンの防食用アルミ合金陽極に消耗が認められたため、当該アルミ合金陽極を全数交換	対象外	
7	5号機	第24サイクル保全計画書の添付資料（長期保守管理方針に基づく点検計画）に検査名の記入漏れが認められたため、当該保全計画書を訂正及び対応検討	GⅡ	
8	5号機	5、6号機用500kV超高压開閉所設備用空気圧縮機（B）の点検（試運転）において、出口弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A・B）の出口流量指示計と同系ろ過脱塩装置流量指示計における指示値に相違が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
10	6号機	原子炉建屋換気空調系非常用6.9kV高压電源盤（A）室空調機のプーリー一部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	原子炉建屋低電導度ドレンサンプポンプ（A）出口弁に開動作不良が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
12	その他	海生物処理設備の灰移送コンベア装置（No.1）に過負荷保護リレーの動作による自動停止が認められたため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
13	その他	海生物焼却設備の脱臭炉下部に焼却灰等の堆積が認められたため、当該部を清掃	対象外	